

新監査公表第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 8 年 7 月 2 日

新潟市監査委員	古 俣 泰 規
同	伊 藤 秀 夫
同	細 野 弘 康
同	中 山 均

監査結果の報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査（財務等監査）

3 監査の対象

（1）対象部署

政策企画部、福祉部、西蒲区役所及び各業務の関係部署

（2）対象事務

令和7年4月から令和8年1月末までの期間に執行された令和7年度の事務事業（一部当該年度及び過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

監査対象部署ごとのリスクを識別し、内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、以下の着眼点により監査を実施した。

（1）重点項目

- ア 支出事務において、支払漏れや支払遅延など、適正ではない事務処理が発生していないか。
- イ 財産管理事務において、使用料の徴収等が適正に行われているか。

（2）共通項目

- ア 事務事業の執行において、合规性、経済性、効率性、有効性に問題はないか。
- イ 事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

（3）収入事務

収入に係る手続及び時期は適正か。

（4）支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

（5）契約事務

契約に係る手続及び契約内容は適正か。

(6) 財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象部署の執務室等

(2) 実施日程

令和8年2月12日～令和8年7月2日

7 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。

今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

(1) 指摘事項

ア 給付金の支給を誤ったもの

(福祉部福祉総務課)

福祉部福祉総務課は、令和7年度住民税非課税世帯支援給付金の支給にあたり、支給対象とならない323世帯に誤って1世帯あたり8,000円の支給処理を行い、そのうち186世帯に対し合計1,488,000円が支給された。

本件給付金は、申請方式のほか、公金受取口座を登録している世帯等には、支給内容の確認を得たうえで、申請を要せずに自動的に振り込む方式を採用している。しかし、本件給付金に係る文書の発送前に死亡した単身世帯等は支給対象外となるため、文書の発送や口座への振込を停止する必要がある。そのため、同課は、文書作成や発送、振込データの作成など一連の運営等業務を委託している事業者へ、対象外世帯分の発送文書の抜取及び振込データの除外を依頼した。しかし、受託業者は発送文書の抜取は行ったものの、振込データの除外処理を失念したため、対象外世帯を含めた振込データが作成され、同課に納品された。また、同課は、文書の抜取については確認したものの、納品された振込データについて、対象外世帯が除外されているか確認する手順を設けていなかったため、対象外世帯にも本件給付金が支給された。その結果、相続人等には、本件給付金を本市に返還する義務が生じ、不要な負担を強いられることとなった。

このような誤りが生じた直接的な原因は、受託業者が振込除外処理を行わなかったことで

あるが、受託業者から振込データの納品があった際に、対象外世帯の除外が行われているか、同課が適切に確認していれば防げた事案といえる。

本件給付金は、物価高騰の影響に対する支援として臨時的に実施されたものであり、給付に係る事務処理体制の整備等に緊急に取り組むとともに、対象者に確実に支給しなければならなかった。そのためにも、受託業者が契約に定める業務を適正に実施しているか監督することはもとより、成果物の検査を確実に行うべきであった。同課は、一つの手順の欠如によって多くの市民に影響を及ぼすことを改めて認識するとともに、同様の不備が生じないよう適正な事務の執行を徹底するよう強く求めるものである。

【有効性】

○令和 7 年度新潟市住民税非課税世帯支援給付金事務実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、物価高騰の影響が特に大きい住民税非課税世帯の生活を支援するため、次に定める 2 つの給付金を合わせた令和 7 年度新潟市住民税非課税世帯支援給付金事務(以下、「本給付金」という。)に関し、必要な事項を定める。

(1) 住民税非課税世帯灯油購入費等給付金(以下、「灯油購入費等給付金」という。)

(2) 住民税非課税世帯水道料金給付金(以下、「水道料金給付金」という。)

(定義及び支給額)

第 2 条 本給付金は、前条の目的を達するために、新潟市によって贈与される給付金をいう。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、灯油購入費等給付金 1 世帯あたり 5 千円、水道料金給付金 1 世帯あたり 3 千円を合わせた 8 千円とする。

(支給対象者)

第 3 条 本給付金の支給対象者は、令和 8 年 1 月 1 日(以下、「基準日」という。)において、新潟市の住民基本台帳に記録されている者であって、基準日において新潟市に住民登録があり、同一世帯に属する者全員が、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による令和 7 年度分の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)均等割が課されていない者のみで構成される世帯の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和 7 年度分の市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約により免除の適用の届出によって令和 7 年度分の市町村民税が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(受給権者)

第 4 条 本給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。(ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者。(これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者。))なお、単身世帯の場合で、申請や支給の申込みを行うことなく死亡した場合は、世帯消滅のため支給要件を満たさないものとする。

2 (略)

(不当利得の返還)

第 11 条 新潟市長は、偽りその他不正の手段により本給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った本支給の返還を求める。

イ 特別児童扶養手当の支払に係る事務処理を誤ったもの

(福祉部障がい福祉課)

福祉部障がい福祉課は、令和 8 年 2 月随時払いの特別児童扶養手当について、同年 1 月随時払いのデータを誤って使用した。それにより、1 月随時払いの受給者 35 人に再度支払われ、本来 2 月に支払われるべき受給者 21 人には支払われなかった。再度支払われた金額は 2,572,770 円、支払われなかった金額は 1,248,940 円で、これらの誤りによる影響額は 3,821,710 円に及んだ。

再度支払われた受給者 35 人のうち 31 人に対しては令和 8 年 4 月定時払いで調整し、同年 2 月に支払われるはずであった受給者 21 人に対しては同年 3 月に支払われるよう事務処理を行った。なお、4 月定時払いで調整できない 4 人に対しては返納を依頼した。

同手当は、各区役所健康福祉課がシステム処理を行い、障がい福祉課がシステムから厚生労働省へ送付する支払データを出力後、そのデータを指定された様式に加工し、内部で決裁を受けたのちに、同省へデータ及び様式を送信することで、同省からそれぞれの受給者に支払われる仕組みとなっている。本事案が発生した要因として、障がい福祉課が行う事務処理の過程において、担当者が一人ですべての作業を行っており、組織としてチェックする体制が整っていなかったことがあげられる。

本事案において、同手当の調整及び返納が生じたことや支払が 1 か月遅れたことは、受給者に少なからず影響を及ぼした。加えて、取り扱うデータの量が大きくなれば、より重大な結果を引き起こすおそれもあったといえる。今後、同様の誤りが生じないよう、障がい福祉課はデータを利用して事務処理を行う際のリスクを十分に認識したうえで、効果的な再発防止策を講じ、確実に事務を執行する組織体制を整備するよう強く求めるものである。

【有効性】

ウ 個別支援計画作成手順の不備により国庫負担金及び県負担金の返還が生じたもの

(福祉部障がい福祉課・明生園)

本市直営の障害者施設である明生園は、障がい福祉サービスの利用者一人一人に合わせて作成が義務づけられている個別支援計画（以下「支援計画」という。）の作成手順の不備により、サービス提供の対価として国や地方自治体から支払われる介護給付費を返還することとなった。また、同園を所管する福祉部障がい福祉課は、令和４年１１月に支援計画作成手順の不備があるとの情報提供により、同年１２月に実地指導を実施したものの、口頭注意にとどまり、介護給付費の返還が必要であることの指導を行わなかった。

その後、令和７年１月に、支援計画の不備による介護給付費返還について公益目的通報がなされ、同年９月に本市法令遵守審査会から報告された審査結果を受け、同年１０月に同課は再度調査を行った。その結果、支援計画原案作成の手順を欠き、支援計画担当者会議の開催要件を満たしていないことから、国の算定基準に従って個別支援計画未作成減算が適用され、過大に受領していた介護給付費の返還が生じることが明らかとなった。

返還すべき金額を同課が算出したところ、時効が未到来の令和２年１１月から不備が是正される前の令和５年３月までの間にサービスを提供した７０人分の介護給付費のうち、国と県に返還する金額は約７,８００万円であることが判明した。

支援計画の策定手順の不備が長期にわたって是正されなかった要因として、同園における関係法令等に対する認識誤りがあげられる。また、当時の同園においては情報の周知や共有を行いやすい環境が整っていなかったこともうかがえる。さらに、同課の本件事案に対する重要性の認識も不足していた。そのことによって、約７,８００万円の返還金が生じ、本市の財政に大きな影響を及ぼしたことを重く受け止めるべきである。

本件事案による利用者への直接的な影響はないとされているが、適正な手順により作成された支援計画により、引き続き一人一人の利用者に寄り添ったサービスを提供するとともに、同園の運営が市税その他貴重な財源で賄われることにも留意し、組織全体で適正な事務の執行を徹底するよう強く求めるものである。

【有効性】

エ 避難行動要支援者名簿、高齢者名簿及び児童名簿を紛失していたもの

(福祉部障がい福祉課・高齢者支援課・こども未来部こども家庭課)

福祉部及びこども未来部では、災害時の地域での助け合いや地域における見守り活動などを目的として、避難行動要支援者名簿、高齢者名簿及び児童名簿を民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）に提供している。令和７年１２月の民生委員一斉改選に伴い、新任委員へ名簿等を引き継ぐ際、児童名簿の誤廃棄が判明した。その後、新たな名簿紛失が判明したため、令和８年２月にすべての民生委員へ連絡し、名簿点検を実施した結果、避難

行動要支援者名簿 13 人分、高齢者名簿 2,486 人分及び児童名簿 11,949 人分を紛失又は誤廃棄していることが判明した。

これらの名簿は、福祉部障がい福祉課及び高齢者支援課並びに、こども未来部こども家庭課（以下「所管課」という。）が、地区民生委員協議会の会長を通じて、各民生委員に提供していた。所管課は、名簿の適切な管理について注意喚起をしていたものの、各民生委員が名簿を受領したかの確認記録を取っておらず、また民生委員交代の際も、名簿が確実に引き継がれていたかどうかを確認していなかった。さらに、古い名簿の取扱は、区役所への返却や民生委員自身による適切な処分を依頼するなど統一されていなかったため、最終的な状態が確認できなかった。

民生委員法第 17 条によれば、本市は民生委員の職務に対し、指揮監督を行うこととされているが、所管課は名簿の受渡及び管理方法を明確に指示しておらず、個人情報保護に対する認識が不足していたといわざるを得ない。この度、約 14,000 人の個人情報が掲載された名簿を紛失したことにより、本市の情報管理体制への不信感はもとより、情報の外部流出への不安を長く市民に抱かせる結果となったことを、所管課は重く受け止めるべきである。

個人情報の取扱については、「個人情報の保護に関する法律」において、行政機関の長等は保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止などのために、必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている。所管課においては、本事案を真摯に受け止め、早急に再発防止策を講じたうえで、組織全体で個人情報の適切な管理を徹底するよう強く求めるものである。

【合规性】

○民生委員法

〔指揮監督〕

第十七条 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。

2 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。

〔大都市の特例〕

第二十九条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下本条中「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

○個人情報の保護に関する法律

第五章 行政機関等の義務等

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い

(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 (略)

オ 行政財産の使用許可に係る光熱水費実費相当額の徴収処理を誤っていたもの

(西蒲区役所健康福祉課)

西蒲区役所健康福祉課は、巻ふれあい福祉センターの一部を新潟市社会福祉協議会に対し使用許可しているが、確認できる範囲で平成31年度から令和7年度までの間、使用許可に係る光熱水費の実費相当額の徴収（以下「実費徴収」という。）を怠っていた。また、巻ふれあい福祉センター及び西川社会福祉センターの一部を新潟市シルバー人材センターなど3者に対し使用許可しているが、確認できる範囲で令和2年度から令和5年度までの間、使用許可に係る実費徴収を誤っていた。

行政財産の使用許可に係る実費徴収については、新潟市公有財産事務取扱要領に定められており、使用者に料金の実費相当額を負担させなければならないとされている。徴収を怠っていた事案については、書類の残存する令和3年度以降の行政財産使用許可調書において実費徴収をするとされていたにもかかわらず、確認できる範囲で平成31年度から令和7年度までの間、299,051円が未徴収となっていた。また、徴収を誤っていた事案については、電気・ガス・上水道料金は基本料金を含めず算定すべきところ、基本料金を含めて算定し、その結果、本来徴収すべき額よりも134,547円を過大に徴収していた。なお、両事案とも、令和8年度中に相手方と法律に基づいて遡及可能な額の徴収や還付に向けた協議を行うことを確認している。

これら一連の事務処理誤りは、同課が長期にわたり事務処理の根拠となる同要領を確認することなく事務を執行してきたことが原因である。同課は、令和3年2月に財務部財産活用課長名で発出された、実費徴収について再確認を求める注意喚起文書が発出された際や、他課における同様の事務処理誤りが公表された時など、実費徴収の状況やその算定方法を確認すべき機会が幾度となくあったが、確認を怠り、その後も誤った事務処理を継続していた。その結果、本来必要のない徴収や還付が生じることとなり、市政への信頼を損なうこととなった。このことは、財産管理事務の重要性に対する認識が組織として不十分であった

といわざるを得ない。

今後、同様の誤りが生じないように、同課においては、本事案を真摯に受け止め、再発防止策を講じるとともに、常に事務の根拠を確認しながら、法令等を遵守した適正な事務の執行を徹底するよう求めるものである。

【合規性】

○新潟市公有財産事務取扱要領

第5章 行政財産の使用許可

第7節 光熱水費の実費徴収

第1 実費徴収の対象となるもの

行政財産の使用又は貸付け、普通財産の貸付けにおいて、電気、ガス、上下水道、電話等をその使用者又は貸付けの相手方が使用し、その料金について供給事業者が市に請求することとなるものは、使用者又は貸付けの相手方に料金の実費相当額を負担させなければならない。

(略)

第2～第3 (略)

第4 電気料金の実費

(略)

1 計算方法

専用子メーターが設置されている場合は、当該メーターによる使用量と当該施設の総使用量の割合を、専用子メーターが設置されていない場合は、推定使用量と当該施設の総使用量の割合を用いて市が支払う料金の総額を按分して算定する。なお基本料金は含めない。ただし、一定期間（7日以上の特許または貸付け）、電気配線が同一（請求書単位でみる。）の施設を全部使用するときは基本料金を含めて徴収する（日単位の場合は按分する。）。また一定期間、施設の過半以上を使用（電力等供給設備の使用料による過半を含む。）するときは、基本料金を面積若しくは電力使用量割合に応じて按分し徴収するものとする。なお、端数や消費税等の扱いについては、第8及び9（3）を参照すること。

（1）月額電気料金の算定式

$$\begin{aligned} \text{月額電気料金} &= (\text{市が支払う料金の総額} - \text{基本料金} \times 1) \\ \text{相当額} & \times \left\{ \begin{array}{l} \cdot \text{子メーターの設置がある場合} \left(\frac{\text{子メーター使用量}}{\text{親メーター使用量}} \right) \\ \cdot \text{子メーターの設置がない場合} \left(\frac{\text{推定使用量}}{\text{使用施設の使用量} \times 2} \right) \end{array} \right\} \end{aligned}$$

※1 基本料金を含めて計算する場合があることに留意。

※2 (略)

(2) 電気料の取扱い留意点

① 月額電気料相当額の1円未満の端数は切り捨てとする。

② 市への請求額が確定しない中で使用料を清算する場合は、推計により清算することができる。

③ (略)

2～3 (略)

第5 ガス料金の実費

市が使用者又は貸付けの相手方と共用する場合、使用料を推計し按分することができる。直接供給事業者と契約することができるものは、市を介さず直接契約させること。やむを得ず市が契約する場合、使用料の全部を徴収すること。

使用量を推計する場合は、次の式を参考に計算するものとする。ただし、供給事業者によって算定方法が異なるので、この場合、供給事業者の算定式を用いること。また月単位とならないものは日で按分する。なお基本料金の徴収の有無については、電気料の例により判断するものとする。また、端数や消費税等の扱いについては第8及び9(3)を参照すること。

ガスの使用料

$$\begin{array}{l} \text{月額のガス料金} \\ \text{実費相当額} \end{array} = (\text{従量料金単価※}) \times (\text{推定使用量}/\text{m}^3)$$

※(略)

第6 上下水道料金の実費

直接供給事業者と契約することができるものは、市を介さず直接契約させること。個別にメーターを設置できるものはその数量から算出し、トイレ等の共用スペースを使用する場合、フロア全体に占める使用者の人頭割から推計し算定する。一時的に施設の全部を使用させる場合は検針メーターによる判定若しくは推計とするものとする。

(略)

(1) 上水道の算定式

$$\begin{array}{l} \text{上水道料金} \\ \text{実費相当額} \end{array} = (\text{従量料金}\text{m}^3\text{単価}^*) \times (\text{推定使用量}/\text{m}^3)$$

*従量料金単価…新潟市水道料金表によるものとし、料金区分は推定使用量に応じた区分とする。

(2) ～ (3) (略)

○令和3年2月8日付財務部財産活用課長名通知(抜粋)

新財活第409号
令和3年2月8日

各財産事務管理者様
(各所属長様)

財務部財産活用課長

行政財産使用許可・公有財産貸付における光熱水費等の実費徴収について

日ごろ、財産管理事務にご協力いただき感謝申し上げます。

標記の件について、監査委員事務局による定期監査により、財産貸付の相手方が使用した光熱水費等の実費相当額の徴収において、過去から長期にわたり新潟市公有財産事務取扱要領(以下、「要領」という。)で定めている方法とは異なる計算により徴収を行っていたとの指摘がありました。

その後、同様の事例相談があることから、各施設におかれましては、光熱水費等の実費徴収額について要領を参照し再確認していただきますとともに、今後におかれましても気を付けていただきますようお願いします。

(2) 注意事項

注意事項とした事務処理誤り等(総件数65件)について、類型別の件数及び主な事例は以下のとおりである。

ア 収入事務に関すること(17件)

- ・督促状の未発行及び発行遅延
- ・出納整理期間に旧年度の収入を調定

イ 現金取扱事務に関すること(11件)

- ・タクシー共通乗車券等の不適切な管理
- ・手書き用納入通知書の連番管理不徹底

ウ 支出事務に関すること（３件）

- ・報償費の支払遅延

エ 契約事務に関すること（１２件）

- ・専決区分誤り
- ・安易な分割発注

オ 指定管理事務に関すること（６件）

- ・使用料の払込遅延、徴収誤り

カ 補助金・負担金事務に関すること（１件）

- ・交付額の算定誤り

キ 財産管理事務に関すること（１４件）

- ・行政財産使用料等の算定誤り
- ・使用許可手続の誤り

ク その他（１件）

- ・上限時間を超える時間外勤務の協議漏れ